

市民社会の散種

今枝法之

— 「市民」というコンセプト

最近では、市民運動、市民参加、市民ボランティア、といった言葉を耳にすることが多くなった。また、NGO (non government organization：非政府組織) や NPO (non profit organization：非営利組織) のような、民間公益団体やボランティア組織が、国際援助・災害救助・社会福祉などにおいて、日本でも顕著に活動するようになってきた。こうした市民の自発的な公共的活動は、国家の公共的活動を補完したり、あるいは、それと競合したりしながら、民主的な日本社会や世界社会の形成に貢献することが予想される。その意味で、市民という概念は、今後、ますます重要性を有することになると思われる。

しかしながら、「市民」という言葉は、日本においては、十分に理解されていない。「国民」とは何か、と尋ねられた場合には、「特定の国に住んでいる人々」などと答えることのできる人は多いだろう。けれども「市民」について説明を求められた時、的確に答えることのできる日本人は少ないようと思われる。多くの日本人にとって、「市民」という言葉は直観的なイメージが湧いてこない言葉である、といえよう。

「市民」という単語を日本人が実体的にイメージできないのは、さしあたり、それが近代になって欧米から輸入された言葉だからであると推測できる。近代以前の日本には、「市民」という概念も現実もほとんど存在していなかったと思われる。(また、「社会」という言葉も日本人にとって感覚的に解りにくいと思われるが、これも「市民」と同じく明治時代に西洋から摂取した翻訳語だから

であると考えられる。)

柳父は、明治時代の漢字による翻訳語の意味が曖昧であることの理由を、説明している。柳父は、長い間の日本人の伝統で、難しそうな漢字には、よくは分からぬが、なにか意味があるのだ、と読者が受け取ってしまう、という。そして、漢字中心の翻訳語は、翻訳に適さない「やまとことば」伝来の日常的表現を切り捨ててきた。ゆえに、漢字の翻訳語の意味内容は抽象的で、具体的な用例が乏しいので、意味が分かりにくい、と述べている¹⁾。

明治時代に新しく作り出された言葉としての「市民」は、漢字の翻訳語であったということに加えて、もともと日本の歴史的な日常的世界には存在しなかつた現実を指し示すがゆえに、感覚的にイメージすることが困難であり、難解である、といえるだろう²⁾。実際、日本では、「市民」という言葉は、地方自治体としての「市」、もしくは、行政区画上の「市」に住んでいる人々のことを指している、と考えるのが普通である。たとえば、慣行的に、東京都の住人は「都民」、京都府や大阪府の住民は「府民」、北海道の住民は「道民」、その他の諸県の住民は「県民」と呼ばれる。それと同様に、行政区画上の「市」に居住している人々は「市民」といわれる。もちろん、「市民」という言葉は確かに「都市に住んでいる人々」という意味が基本であるがゆえに、この用法が誤っているというわけではない。

しかし、この日本での日常的・慣例的用法に囚われてしまうと、「市民社会」とか「市民権」という場合の「市民」の意味が理解できない。なぜなら、現代日本では、「都民」も「県民」も「町民」も「村民」も、日本国民であれば、市民権が保障されているからである。行政区画上の「市」に住む人々だけが、市民権を有しているのではない。

「市民社会」という言葉の意味は、通常、「自由・平等な個人の理性的結合によって成るべき社会」とされている。つまり、封建的身分制度から解放された自由で平等な個人が、つまり、今日「人権」と呼ばれる諸権利を有する人々が、市民社会における「市民」なのである。市民運動、市民参加、市民ボランティ

アという場合の「市民」は、この意味で使用されている。

こうした自由で平等な、そして、安全と所有を保証された個人という市民概念は、西欧社会には近代以前から存在していた。しかし、日本やその他の非西欧社会では、主として近代以降に市民概念が移植されたのである。従って、日本を含む非西欧諸国では、人権（＝市民権）尊重の思想や民主主義が、その歴史と伝統の浅狭さゆえに、現在でも十分に発達しているとはいえない。たとえば、日本の企業における「過労死」などは、西洋社会では起りえないことだとされている。

それでは、なぜ西欧のみに「自由で平等な個人」（＝「市民」）が近代以前に発生したのだろうか。その理由は、西欧中世の自治都市の世界史的特殊性に求めることができると思われる。

二 西欧中世都市 一民主主義の島々

西欧中世都市の世界史的特殊性とは、周知のとおり、「都市共同体(都市ゲマインデ)」と「市民身分」の存在である。M・ウェーバーが明らかにしたように、都市共同体は西洋にのみ認められる³⁾。都市共同体の標識として、(1)防御施設(2)市場(3)自己の裁判所と法(4)団体の性格(5)自律性と自首性が、ウェーバーによって指摘されている。西洋中世都市は、こうした自治団体的特質を有していた。また、以上のような諸権利は都市に居住する人々の身分的特権という形を探っていた。従って、市民身分が、政治的意味における西洋中世都市の特徴であったのである⁴⁾。

ウェーバーは、東洋では、都市の団体的性格と市民身分の概念が欠如していた、と論じている。アジアの都市は、通例、その国の国王や高級官吏ないし諸侯の居住地であったのであり、都市は彼らの監視下に置かれていた。たとえば、江戸時代の日本では、各町のうえに行政機関としての町奉行が存在していたが、町奉行は幕府や封建諸侯から任命された役人であって、町民が選挙によって自主的に選んだものではない。町民は封建的な領主に服属して、その庇護のもと

で生活していたのである。商人や手工業者は、町全体として団結するのではなく、同職組合すなわち株仲間として結合し、個々の同職仲間は別々に封建諸侯に従属して特権を得ていたのである⁵⁾。

もちろん、西欧中世都市がその起源から市民自治団体であったわけではない。中世都市は基本的に遠隔地商人（遍歴商人）の定住地として発展した。それはポルトゥス (portus) ないしヴィク (wik) と呼ばれる。その商人たちは外敵の襲撃からの保護などを求めて聖俗両界の封建領主所在地のすぐ近くに居住したのである。世俗領主の城砦や司教・大司教のいる司教座や修道院のある地域はブルク (burg) と呼ばれるが、そうした既存のブルクに隣接して遠隔地商人の居住区（ポルトゥスやヴィク）が形成された。西欧中世都市は、商人定住地を一つの核とし、領主権力所在地をもう一つの核として成立したのである⁶⁾。このような歴史的経緯のゆえに、商人たちが安全のために依存した封建領主たちは、当初、都市領主として都市を支配していた。

しかしながら、都市に住む商人たちの経済力が増大すると、都市領主と商人たちの利害得失のバランスが崩れ、都市住人たちが一致団結して暴動を起こすようになった。商人たちを搾取していた都市領主は、そのような紛争によって都市の外に追放されることになったのである⁷⁾。都市の市民団は都市領主との封建的関係を廃棄し、国王や皇帝の直属の特権団体へと変成し、自治団体として認められてゆく。（中世都市におけるこのような市民自治の生成過程を、「中世ブルジョワ革命」と呼ぶことが可能であると考えられる。）

以上のように獲得された都市の特権は徐々に法規定として体系化され、それが都市法となつた⁸⁾。都市法が支配する領域は封建的身分秩序の中の特殊法域を形成することになった（法の属地化）。この都市法が、「市民」という、原則的に自由で平等な特殊身分を保証したのである⁹⁾。西欧中世都市は、いわば、封建主義という名の大海上に点在する民主主義の島々だった。

もちろん、中世都市の住人すべてが市民身分を有したわけではなく、都市には市民の他に「賤民」が存在した¹⁰⁾。また、聖職者も市民とはみなされなかつた¹¹⁾。

また、同じ市民でも、富裕な上層者とその支配下にあった中下層市民との間には、政治経済的な差異があった。しかしながら、この政治経済的な相違は、法的な差異ということではなく、都市には共和制的理念が存在していた¹²⁾自治団体の成員として法的に保証された市民身分は基本的に自由・平等であり、所有と安全が確保され、政治的参加が認められていたのである。

このように、市民とは、もともと西欧中世の都市に居住して、封建的勢力から団体的自治権を獲得してきた商工業に従事する人々のことだった。市民は自治団体都市に住む封建的身分関係から解放された、自由で平等な人々だったのである。「都市の空気は自由にする (die Stadtluft macht frei)」という、ドイツの俚諺があるように、一年と一日以上都市に定住すると、市民=都市に住む民として人々は封建的支配関係から逃れることができたのである。¹³⁾自ら生産活動に従事し、かつ、自由と平等という権利を有する人間としての市民は、西欧中世の自治都市をその搖籃とするのである。

三 近代国民国家と中世自治都市 一巨大化した自治都市一

封建的世界の大海上に浮かぶ民主主義の島々が西欧中世都市であったわけだが、民主主義 (democracy) という言葉は、よく知られているように、語源的には、デモス (demos=人民) とクラティア (kratia=権力) という言葉が結合したものである。つまり、民主主義とは人民主権主義ということである。西欧中世都市では市民が主権者であったが、近代の国民国家 (nation-state) では国民が主権者となる。この変化は民主主義システムの拡大として把握することができる。

前節で見たように、西欧中世の世界においては、人々はある都市のメンバー（構成員）になり、都市の法に服することによって、自由と平等や安全などが保証された。近代世界においては、人々はある国のメンバーになり（つまり国民になり）、その国家の法に服することによって、自由と平等や安全が保障されることになった。西欧中世では自治都市を形成することによって民主化が進め

られたのに対し、近代では国民国家を形成することによって民主化が遂行されたと考えてよい。

西欧中世において、自由と平等などの市民権を保証するシステムは自治都市であったが、近代ではそれが国家にまで拡張・拡大されたのである。それゆえ、もともと市民と呼ばれていた身分が国民と呼ばれるようにもなった。近代世界においては、市民とは国民のことを意味し、国民とは市民のことを意味するようになったのである。

近代国民国家と西欧中世都市は、市民権の保障装置ということ以外においても、権力システムとして類似性・連続性を有しているといえる。たとえば、西欧中世都市は誓約団体もしくは宣誓共同体であった。つまり、ひとは都市共同体の成員になり、その共同体に献身と忠誠を誓うことによって、はじめて市民になることができた。都市共同体はそのメンバーとなつた者に自由と安全の保障を与える。都市共同体の中でのみ、そのメンバーは庇護されるのであり、それゆえに、メンバーは自らが所属する都市に対して熱烈な愛郷心を抱く。その熱烈な愛郷心には排他主義が伴う。各都市の市民は、自分の都市にだけ関心を持ち、他の諸都市に対しては敵愾心を有していた。こうした感情は近代において、自国の利益を優先する、国民国家のナショナリズム（国民主義）につなげている¹⁴⁾。

また、西欧中世都市の市民は、愛郷心とともに公共的精神を備えており、都市共同体に対する公共的な献身を果たした。市民には少なくとも、納稅義務と防衛義務があり、とくに、市壁の築造と都市の防衛という公的な献身は重要であった。西欧中世都市には、基本的にこうした住民の軍役義務に基盤をおく市民民兵隊 (Bürgermiliz) が存在していた¹⁵⁾。このような軍隊は近代国民国家における徴兵制度に基づく国民軍の存在へと受け継がれている。

さらに、市民の都市共同体への忠誠の誓約、つまり、都市法への服属によって、都市内は平和の状態がもたらされた。市民相互の私闘は禁止され、市民は平和義務を負っていた。治安の維持のためには、厳格な懲罰が適用され、恐怖

によって違犯が抑止された。この都市の平和は属地主義的であって、都市の周壁にとり囲まれた一定の空間に納められている。市民は全員、ホミネス・パーキス (*homines pacis*)、平和の人になったのである¹⁶⁾ 西欧中世の都市平和の原理は、近代国民国家における、国内的平定 (internal pacification) につながってゆく。近代国民は西欧中世市民と同様に、明確に区切られた領土内の属地主義的な法に従うことによって、内部的な平和状態を作り出している。暴力装置は、原則として一つの正統的政府が独占し、反政府勢力は、一掃されるか、非正統的な集団として監視・抑圧されるのである。また、一般市民が自由に武装することはほとんどの国民国家で制限されている。

都市の自治と平和は都市をアジール（聖なる避難所）にした。新たに受け入れられた市民はその受け入れの瞬間から、その都市の保護下に入り、安全が保証されるのである。市民が市外に移住すると、その市民に対する援助義務も終わってしまう¹⁷⁾ 近代国民国家も、他国からの難民や亡命者を受け入れる場合などにおいて一種のアジールの役割を果たしている。この点についても、西欧中世都市と近代国民国家との類縁性・連続性が認められる。

属地主義的な法や平和状態の境界、つまり都市の周回には、城壁が築かれており、都市とその他の地域は截然と区分されていた。自律的な権力容器としての西欧中世都市は、明確な領土性を備えていた。都市の周壁を一步でも外に出れば、そこは都市の法が効力を持たない、従って、人々の自由と平等と安全が保障されない、危険に満ちた異界であった。それゆえ、中世都市において、その境界 (border) と領土性 (territoriality) は極めて重要な問題であった。近代国民国家も同様に、精確な国境 (border) と領土性に多大な関心を寄せる。国家間の領土問題ないし曖昧な国境線の同定は常に紛争の火種となっている。この近代国民国家の領土性や明確な国境への異様なまでの執着は、明らかに古代や中世の国家とは異なる。この執着の理由の一つは、おそらく、かつて城壁があった中世自治都市の境界が、近代国民国家の国境へと姿を変えたという歴史的経緯にある¹⁸⁾ 国民国家においても中世自治都市と同様に、それが自律的な権力容

器であり、そして、属地主義的な法的機構であるがゆえに、法的効力や権力の到達範囲の境界線を精密に確定するというシステムとしての要求が存在しているといえる。

以上に見てきたように、近代国民国家とは、中世自治都市のシステムが拡大し、連続的な展開をしたものであり、その意味で、近代国家とは、それ自身、巨大化した自治都市なのである。¹⁹⁾近代国民国家というシステムの祖型ないし雛型が西欧中世自治都市であるがゆえに、近代では「市民」が「国民」と同義になったと推論できる。いいかえると、中世において「市民(bürger)」は、「都市市民(Stadtburgér)」であったのだが、近代になると「国家市民(Staatsburgér)」へと変容・拡張されたのである。さらに、高度近代、後期近代、脱近代と呼ばれる現在においては、「世界市民性(Weltbürgerschaft)」が醸成されつつあることを、我々はまのあたりにしている。つまり、世界それ自体が一つの巨大な自治都市と化しつつあるのである。

四 国民の両義性と国民国家による民主化の限界

近代国民国家における国民(nation)が、原理的に、国家市民(state citizen, Staatsburgér)であることは、前節で確認したとおりであるが、J・ハーバーマスが指摘しているように、国民という言葉には語源的にもう一つの意味が含まれている。²⁰⁾ネイション(nation)の語源であるナツィオ(natio)という言葉は、古代ローマにおいて出生と起源の女神を意味していた。古典的用法ではナツィオは同じ出自の人々の共同体を指しており、地理的・文化的に共通の言語、習慣、伝統によって、まとまっている人々のことであった。すなわち、ネイションという言葉は、もともと、民族(ethnic group)という意味合いも持っていたのである。

従って、ネイション(nation:国民)には、デモス(demos:市民)とエトノス(ethnos:民族)の両側面があるということになる。このことは、「国民」と「市民」とを安易に同一視できないことや、近代国民国家と中世自治都市とを素

朴に同型的なシステムとみなすことができないことを意味している。前述したように、近代国民国家は、中世自治都市のシステムを継承・発展させたものであることは確かなのだが、中世自治都市とは異なる民主化の論理と成立契機を有しており、それが両者を差異化しているといえよう。

国民国家とは国民が主権者（最高権力者・統治権保有者）となる国家である。そのため、国民国家が形成される場合に問題となつたことは、国民を主権者として单一不可分の存在にするということであった。つまり、国民は主権者であり、国家という共同体の成員であるがゆえに、分割されていてはいけないのであり、統合・一体化されていなければならぬのである。重要なことは、国民国家形成に際して、国民の人為的な統一化・齊一化が画策され、遂行されたということである。つとに多くの論者が指摘しているように、現在、存在している国家と国民は、すべて近代になってはじめて生み出された人工的な制度的構築物なのである。

たとえば、世界史上、最初に国民国家を形成することになったフランス革命においては、国民を分割する身分や特權的団体が廃止された。封建的特權やギルドや労働者の団結が禁止されたのである。国民的統一のために、部分集団や中間集団を排除して、自由で平等な個人を、直接、国家と向きあわせることが要請されたのである。また、言語、法律、度量衡、暦などの統一も行われた。当時のフランスでは、オック語、ブルターニュ語、ドイツ語などの方言が使われていたが、それらの使用は制限または禁止され、標準フランス語による言語統一がはかられたのである。また、革命前は、少なくとも 360 の地方法が存在していたのだが、革命後は、国家全体に共通の民法典の作成が試みられ、ナポレオン法典においてそれが現実化した²¹⁾。

以上の例において見て取れるように、自由で平等な主権者として統合された国民を作り上げるために、国民を意図的・人工的に均質化し、画一化することが近代国民国家形成に際して原理的に要請されている。その場合、問題となるのは、とりわけ、言語の統一などにおいて、国民語として特定の言語が特權化・

普遍化されることである。特定の国民国家の領土内に編入された民族は、それ以前には様々な言語を使用していたわけだが、編入後には、母語の公式的使用が禁止・制限され、国民語の使用が強制される。たまたま従来から使用していた母語が国民語として選択された民族にとっては都合のよい話なのだが、そうではない民族にとっては、自由で平等な市民=国民という身分を手に入れるここと引き替えに、自分たちの言語を失うことになるのである。

こうしたことは文化についてもいえる。国民的統一が進行するにつれて、単一の国民文化も形成されてゆくのだが、その国民文化は、まったく新しく創造されるのではなく、特定の民族の文化が普遍化されたものなのである。自らの言語や文化を、国民国家において特権化できる民族は、そのほとんどが支配力を有する多数派民族である。そして、主権者=国民の地位を獲得することと引き換えに、自分たちの言語・文化を譲渡せざるをえない民族は、少数派民族である。日本では、多数派としての大和民族と少数派としての琉球民族やアイヌ民族を思い浮かべればよい。

ある国の国民になるということは、多数派民族にとっては、自己の言語や文化がそのまま国民語や国民文化として継承されるために、「自然」なことのように錯覚されるのだが、少数派民族にとっては、「不自然」で、帝国主義的征服・暴力的併合に等しいものである。ネイションという言葉が、エトノス（民族）、または、「出自の同じ人々の共同体」という意味をも内包しているのは、以上のように多数派民族を中心に国民国家が形成され、少数民族の編入・併合が隠蔽されてきたという事情と連関している。

要するに、民主主義のシステムとしての国民国家においては、一民族一国家（单一民族国家）であることが理想なのである。ネイション・ステイツ (nation-state) とは、文字どおり、「单数の国民(ネイション)=单数の民族(エトノス)=单数の市民(デモス) から構成される国家」を意味しているのである。ある一つの民族だけでまるごと一つの国民（国家市民）に転化できれば、国民国家は万人の民主化という目的をほぼ完全に達成することになる。ネイション・ステ

イツは、一つのネイション（国民）が一つのエトノス（民族）でもあり、一つのデモス（市民）もある状態、すなわち、一民族一国家の国民形成であれば、国民すべての自由や平等などを十全に保証する民主化システムなのである。

しかしながら、現実には、一つの民族だけで一つの国民を形成することは、不可能に近い。現在、国民国家の数は170以上存在しているとされるが²²⁾、民族の数は分類基準にもよるが、五千から七千はあるといわれている。国家に比して民族は圧倒的に数が多いのである。当然、多くの民族は少数民族として特定の国民国家に組み込まれざるをえないことになる。その中には独自で国民国家を形成するだけの人口や勢力のない民族もあれば、国民国家という近代的政治システムを採用したくないという民族もある。もちろん、民族自立を希求していてもそれを阻まれている民族もある。いずれにせよ、今日の国民国家はほとんどすべてが多民族国家なのである。

また、交通手段の発達や国家間の労働市場の規模の格差などにより、現在の諸国とくに先進国では移民や定住外国人労働者などが増加している。貴重な労働力として、そして納税者として生活しているがゆえに、当然、こうした他民族の人々にも市民権を与える必要が生じている（「新しい民族問題」）。つまり、国民国家は労働者として定住している他民族の人々も国家市民化しなければならない状況にあるのである。それゆえ、国民の多民族化、多人種化、多言語化、多宗教化は、現在の先進国における一般的趨勢である。

ネイションという言葉の両義性、すなわち、国家市民（デモス）と单一民族（エトノス）という両立困難な二重の意味合いは、国民国家を構築することによる民主化の限界を示唆するものなのである。一民族一国家ないし单一民族による国民形成が現実には不可能であるがゆえに、国民国家は万人に自由と平等を保証することができない。国民国家は必然的に帝国主義的支配や少数派民族の抑圧を伴うことになる。国民国家が、一定の論理をもった民主化システム、すなわち、一つの民族が一つの国家市民に転化することによって成立する民主化システムであるがゆえに、少数派民族を多数派民族に強制的にでも同化・編入

させようとする、单一民族化＝单一市民化＝单一国民化が正当化されてしまうのである。

自らの言語や文化の連續性と普遍化が容認され、均質な国家市民として自由と平等などが賦与されるのは、じつは多数派民族の人々のみであるという、恐るべき陥穀を有する政治的制度が国民国家なのである。今日、世界中で頻発している民族紛争は、近代の政治システムとしての国民国家による民主化に、重大な欠陥があることを証明しているといえよう。

五 近代国民国家の基本構造とその溶解

民主主義あるいは人民主権主義を保証するシステムとして、西欧中世では自治都市、近代においては国民国家が構築されたということは、以上に見てきたとおりである。そして国民国家は西欧自治都市を継承・発展させた民主制システムであるにもかかわらず、その形成原理において重大な難点を胚胎させていた。すなわち、国家の根源的構成要素である主権者としてのネイション(国民)が、デモス(市民)とエトノス(民族)という二重の意味を孕んでいたがゆえに、国民国家内部での多数派民族の支配と少数派民族の強制的同化や抑圧が、民主主義や解放の名のもとに隠蔽されてしまったのである。

自治都市から国民国家への変遷は、確かにより多くの人々に民主主義を享受させることになったのだが、それは万人の自由と平等を実現するものではなかった。以上のような国民国家の限界を補う形で、今日、世界中の人々の自由と平等の権利ないしは市民権(人権)を守るために、国際連合やアムネスティ・インターナショナルのような人権擁護組織がグローバルに活動している。すなわち、特定の国家内部において抑圧されている政治犯や先住民族の権利を擁護する運動が展開されている。このように現在では、市民権の保証は国民国家のみが独占してはいないのである。そのことは、萌芽的に世界市民権・世界市民性(world citizenshipないし Weltbürgerschaft)への意識が醸成されつつある一つの徵候とみなすことができる。いいかえれば、世界的に民主主義の高度化

が進行しているのであり、「都市市民権」から「国家市民権」を経て「世界市民権」へと市民権が拡大・普遍化されようとしているのである。

この民主主義の高度化・グローバル化は、近代国民国家の基本構造の溶解ないし脱構築という問題と深く関わっている。国民国家は、個人＝国民が政府と契約を結び（社会契約）、政府に権力を貸与して、法による支配（法治）を受け入れる代わりに、自由や平等などの権利を保証してもらうシステムである。国民の信託を受けた政府（正当化された政府）は、主権者＝国民の代行機関として立法、行政、司法のそれぞれ独立した制度から構成され（三権分立），政治を独占的に担当する。

国民は、政府という代行機関に政治をすべて委託することにより、日常生活（市民の社会生活）から政治活動を分離させ、生産活動、経済活動に専念することが可能になった。政治は国民から選ばれた代行者の人々によって排他的に運営される（代議制民主主義、間接民主制）。ここにおいて、国家／市民社会（政治／経済、政府／民間、公／私）の二元論が成立することになった。国家＝政治＝政府＝公は、法に従って、市民社会＝経済＝民間＝私を統治・統制するという仕組みが構築されたのである。この国家（政治）／市民社会（経済）の二元論こそが近代国民国家の基本構造といえるのである。

この国家／市民社会という近代的二元論は、男／女、健常者／精神病者、西洋／東洋、大人／子供、首都／地方、科学／呪術といった、他の近代的二元論と同様に、前の項が理性の現前する記号とされ、後の項が、前項の記号よりも劣位に位置づけられている。つまり、ヘーゲルが想定したように、国家という記号に理性・真理・普遍性が現前するとされ、市民社会は国家に従属し、統制を受ける記号となる²³⁾。近代国民国家の基本構造はこうした二項対立的階層秩序として把握することができる。理性の体現者たる国家は公共性や政治を独占し、市民社会は、私的で利己的な取引の行われる市場経済の領域として、国家によって統御・調整されるというものである。

しかしながら、現在、環境保護運動やフェミニズムや平和運動などの、新し

い社会運動、及び、NPO や NGO などの市民的公益組織の活動は、市民社会の公共化・政治化をもたらしている。たとえば、世界がグローバル化する中で、紛争による難民の発生や国際的な自然破壊や環境汚染など、国民国家を単位とした政治システムでは対応しきれない問題が顕在化し、それに対して世界市民意識を有するボランティア組織である NGO などが世界的公共性のために運動している。つまり、市民は、日常的に、経済的利益を得ることや生計を立てることだけに専心して公共的課題はすべて国家に任せると、というのではなく、市民が公共的問題の解決に自発的に取り組もうとしているのである。

このような NPO や NGO の活動は、理性や公共性が国家においてのみ存在するのではなく、市民社会においても生成しつつあることを示している。普遍性・真理・理性は国家にのみ常に現前するのではなく、市民社会においても現前する。国家ではなく、市民社会に真理や理性が現前する場合もあるということである。それゆえ、このことは、国家／市民社会という権威主義的階層序列が転倒・相対化され、動搖しつつあること、すなわち、近代国民国家の基本構造が脱構築されつつあることを意味している。あるいは、私的領域に局限されていた市民社会が、公的領域に散種されつつあるということもできる。そして、公共領域としての市民社会が国家の枠を越えて、世界規模の市民社会が形成されようとしているといえる。

ところで、こうした、NPO や NGO のような市民的公益組織は、近代が高度化した結果として、生じたものであると考えることができる²⁴⁾。たとえば、NPO が台頭してきた理由として、L・サラモンは、①近代福祉国家の危機 ②開発をめぐる危機 ③世界規模の環境危機 ④社会主义の危機、の四つの危機ということの他に、1970 年代から 80 年代に起きた、コミュニケーション革命、及び、1960 年代から 70 年代における世界経済の成長によるブルジョワ革命、の二つの革命を指摘している²⁵⁾。

サラモンが述べている、二つの革命のうち、一つめのコミュニケーション革命とは、コンピュータ、ファックス、テレビ、衛星通信などのテレ・コミュニ

ケーション・メディアの発達と識字率や教育レベルの向上ということである。識字率の上昇とコミュニケーション・メディアの普及により、人々が組織を形成したり、結集することが、容易になった。二つめのブルジョワ革命は、1960年から70年代にかけて世界規模で経済が成長し、それが物質的な改善をもたらし、市民に新たな向上心を植え付けたことや、NPO誕生の基礎となる多くの中産階級を生み出したことを意味している。

すなわち、メディア・テクノロジーの高度化（高度合理化）と、世界規模での中産階級市民の増加（高度都市化）が生じたということである。民間公益事業を担うことのできる、経済力と教養ある市民階級が世界的に広がり、彼らが発達したコミュニケーション・メディアをとおして連帯して活動できるようになったのである（高度民主化）。

以上のように、近代の高度化により、近代国民国家の基本構造が脱構築されていると考えることができる。NPOやNGOは、近代の徹底化、とりわけ、高度合理化、高度都市化、高度産業化などと連動して進展してきた高度民主化によって生成された。そして、そのように生成されたNPOやNGOが、市民社会をグローバル化・公共化し、国家／市民社会（公／私）という近代的二元論を溶解しているのである。

六 むすびにかえて 一新しい政治と脱分化一

上述したように、近代国民国家の基本構造は、国家／市民社会という近代的二項対立的階層秩序によって構成されている。「国家」という記号に理性や普遍性が現前するがゆえに、「国家」が公共性や政治を独占する。平等な市民の間の諸関係から成る「市民社会」は「国家」の補足（代補）、または「国家」に従属する記号として、理性の具現としての「国家」によって統制されるのである。

それゆえ、近代国民国家においては、国家がほぼ独占的に公的領域であり、政治と国家が同一視されることになった。市民社会は私的領域として、脱公共化、脱政治化されていった。政治とは国家という一元的な統治機構の枠内での

み作用する現象とみなされてきた。公共的問題を解決する手段は、国家の制度的ルールにもとづいて形成された政策を、行政的に公務員が対応することのみとされ、代議制選挙以外の市民の直接的な政治参加や介入を脱正当化していたのである。

しかし、新しい社会運動やその制度化としてのNPOの台頭は、政治の新しい形態あるいは政治のカテゴリー的変容を指し示している。新しい形態の政治はすでにさまざまな名称で概念化されている。たとえば、S・バーガーや篠原一による「ライブリー・ポリティクス (lively politics)」、S・クルックらのいう「新しい政治 (new politics)」あるいは「運動政治 (movement politics)」、A・ギデンズの「生活政治 (life politics)」、U・ベックの「サブ政治 (subpolitics)」、J・コーヘン&A・アレイトの「市民社会の政治」などがある。

これらは、国家と政治とを同一視する、従来の近代的政治観とは異なり、市民社会や生活世界が散種し、政治化・公共化したことを提示している。政党政治、階級政治、代議制民主主義、間接民主制といった、いわば、システム政治に対する、脱システム政治の台頭が、種々の名称で概念化されているのである。

こうした議論は、ある意味で、「公共性の『再』構造転換」を示唆している。あるいは、「政治の社会への再着床（再埋め込み）」を暗示していると考えられる。J・ハーバーマスは、『公共性の構造転換』において、近代初期に成立した市民的公共性が、福祉国家・組織資本主義の発達と共に、縮退してゆくプロセスを描いた。市民的公共性は、自由主義の時代に、公衆の批判的・自発的な政治的討議によって形成されたのだが、公衆が福祉国家の受動的クライアント（受給者）、あるいは、商業的マス・メディアの消費者へと変化するとともに、その自律性が奪われてゆく²⁶⁾。ハーバーマスは市民社会の脱公共化・脱政治化として「公共性の構造転換」ということを論じたのだが、それに対して、市民運動や新しい社会運動の成長は、市民社会の再公共化・再政治化という点で、「公共性の『再』構造転換」を意味しているということができる。

換言すると、自由主義の段階では、政治がシステムとして社会から離床（分

化)し始め、社会が脱政治化・脱公共化してゆく。1930年代以降の福祉国家、組織資本主義、フォード主義の段階で、このプロセスは完成し、政治は国家システムと同一化し、自律的システムとして生活世界（市民社会）を包囲し、侵食するようにさえなった。ところが、1980年代以後の新自由主義、脱組織資本主義、ポスト・フォード主義の時代に入ると、新しい社会運動やNPOなどの「サブ政治」や「市民社会の政治」と呼ばれる新しい政治が展開し、再び、社会が政治化する。つまり、政治の社会への再着床(再融合)が生じ始めるうことになったのである。

近代が高度化し、とりわけ高度民主化によって、新しい社会運動やNPOなどの市民活動が活性化し、市民社会が民主化・政治化・グローバル化されて、国家／市民社会という二元論が溶解する。この溶解とは、市民社会が一つの国家の枠を越えてグローバルに拡大して、世界市民性や地球市民性が形成されることだけでなく、政治と社会が脱分化・再融合することでもある。市民社会の散種、それは、市民社会のグローバル化と再公共化による近代国民国家の基本構造の脱構築、あるいは、近代の始まりとともに社会から離床・分化してきた政治が、再び社会に埋め戻されること、を意味しているのである。

注

- 1) 柳父章『翻訳語成立事情』岩波書店 1982年 20頁, 22頁, 36頁, 124頁
- 2) 「市民」や「社会」という概念を、教育装置をつうじて、または、印刷メディアや電気メディアなどのマス・メディアをつうじて民衆の生活世界に浸透させることにより、「市民」や「社会」という現実を作り出すことが、日本という近代の国民主権国家のプロジェクトの一部に組み込まれているともいえる。それゆえ、意味のわかりにくさにもかかわらず、日本の人々に日常的に使用され、感覚的に理解されなければならない宿命にある言葉、それが「市民」であり、「社会」なのである。
- 3) M・ウェーバー『都市の類型学』創文社 1965年 41-3頁, M・ウェーバー『一般社会経済史要論（下巻）』岩波書店 1955年 178頁
- 4) M・ウェーバー『都市の類型学』45-6頁
- 5) 増田四郎『都市』筑摩書房 1994年 49頁-52頁 増田四郎に従えば、東洋において市民階級や市民意識が形成されなかった理由の一つは、東洋では祖先崇拜や家族的束縛やカ-

ストなどの伝統が強固であった、ということである。市民意識の起源は、ギリシアのポリスに求められるが、そこでは、祖先崇拜に代わって、ポリスの守護神または都市共同体の神が設けられた。自然発生的な血のつながりから生じてきた祖先崇拜に代えて、都市共同体の神という観念が出現したのである。このことは、ヨーロッパ古代において、東洋とは異なった特質が発現した根源的な事象である、と増田は指摘している。

東洋における都市の住民は、個々に別々の祖先崇拜を持ちながら、ただ、都市に出てきているだけ、という状態であったのに対して、ギリシアの場合には、都市共同体の神が守護神として設けられて、その守護のもとに自由民としての市民が平等な立場に位置づけられたのである。共同の神を祭ることにより、地主（土地所有者）でもあり、戦士でもあった、都市居住者の自由と平等な地位（市民権）が認められたというわけである。

このように、市民権や市民意識の起源は、いうまでもなく、古代ギリシアにまで遡ることができる。しかしながら、周知のように、古代ギリシアの市民は奴隸制度の上に立った消費者階級・特權階級であった。ポリスに住む人々は、すべてが市民というわけではない。すなわち、都市の住人は、消費的特權階級としての市民（自由民）と、生産労働に携わる奴隸または従属民とに分かれていた。古代ギリシアの市民は都市の人口の一部にすぎない消費的特權階級であった。古代ギリシアのポリスは、その点で、都市住民のほとんどが市民身分であり、市民が自ら商工業を営み、田舎に土地を所有していない西欧中世都市とは大きく異なるのである。それゆえ、本稿では、近代的市民権の直接的なつながりのある起源として、西洋中世都市を取り上げている。

- 6) H・プラーニツ『中世ドイツの自治都市』創文社 1984年 3頁-49頁, 増田四郎『ヨーロッパ中世の社会史』岩波書店 1985年 162頁-164頁, 比較都市史研究会編『比較都市史の旅』原書房 1993年 19頁-27頁
- 7) 増田四郎『ヨーロッパ中世の社会史』164頁-172頁, 増田四郎『都市』102頁-105頁
- 8) H・プラーニツが「都市法の基礎は、王法と商人法から生じた。」と述べているのは、西欧中世都市の上述した成立事情による。H・プラーニツ『中世ドイツの自治都市』115-6頁
- 9) 増田四郎『ヨーロッパ中世の社会史』168頁
- 10) 藤田幸一郎『都市と市民社会』青木書店 1988年 13-4頁
- 11) H・ピレンヌ『中世都市論集』創文社 1988年 104頁
- 12) 前掲書 108-110頁, 比較都市史研究会編『比較都市史の旅』126-8頁
- 13) もっとも、初期の段階では、市民身分を取得するためには、市内定住、都市共同体への加入誓約などの条件の他に、財産とりわけ不動産の所有という条件が必要であった。しかしながら、次第に、財産所有の条件なしに市民の資格が与えられることになった。H・ピレンヌ『中世都市論集』105-6頁
- 14) H・ピレンヌ『中世都市』創文社 1970年 178-180頁

- 15) 小倉欣一・大沢武男『都市フランクフルトの歴史』中央公論社 1994年 25頁, M・ウェーバー『都市の類型学』260頁
- 16) H・ピレンヌ『中世都市論集』82頁, H・プラーニツ『中世ドイツの自治都市』171-6頁, H・ピレンヌ『中世都市』170-2頁
- 17) H・プラーニツ『中世ドイツの自治都市』178頁
- 18) こうした点について, A・ギデンズは, 以下のように述べている。「国民国家の境界線が引かれる精密さは, 都市が城壁を周囲に巡らすことの近代的アナロジーである。」A. Giddens, 'A Contemporary Critique of Historical Materialism', Macmillan, 1981, p. 12.
- 19) 都市は, 第二次産業と第三次産業の従事者, すなわち商工業者が集住する場所であるが, 近代国民国家も産業資本主義化によって, 居住者(国民)の多くは第二次・第三次産業の従事者となっている。この点からみても, 国民国家はそれ自体が巨大な都市であることができる。
- 20) J・ハーバーマス「シティズンシップと国民的アイデンティティ」『思想』No. 867 岩波書店 1996年 184-204頁
- 21) 阪上孝「国家の近代化」『フランス革命200年』日本放送出版協会 1989年 87-97頁 なお, フランス革命以後, 抑圧されてきた地方言語・少数民族言語(ブルトン語, アルザス語, フランク語, フラマン語, バスク語, オクシタン語, カタラン語, コルシカ語, オイル語など)は, 1951年のディクソンヌ法によって, 地域語として公式に認知されるようになった。1980年代初めの左翼政権誕生によって, さらにその擁護復権運動が進められるようになった。具体的には, バイリンガリズムに基づき, 公立学校で少数民族言語教育が行われることになったのである。cf. H・ジオルダン編『虐げられた言語の復権』批評社 1987年, 山内昌之編『世界の民族・宗教地図』日本経済新聞社 1996年 21-4頁
- 22) 田中宏『国家と個人』岩波書店 1990年 1頁
- 23) G・ヘーゲル「法の哲学」『世界の名著 35 ヘーゲル』中央公論社 1967年所収
- 24) L・サラモン&H・アンハイマー『台頭する非営利セクター』ダイヤモンド社 1996年 21-4頁, L・サラモン『米国の「非営利セクター」入門』ダイヤモンド社 1994年 21-3頁

NPOとは“non profit organization”, あるいは, “not-for-profit organization”の略語で, 直訳すると「非営利組織」ということになる。しかし, 日本語でその意味をもう少し明確に訳出するとすれば, 「民間非営利公益事業組織」ということになるだろう。

NPOの一般的な定義は以下の通りである。①公式的(フォーマル)な組織であること。正式に組織としての実在性を有することで, 一時的な人々の集合体やインフォーマルな集まりではない。②民間であること。組織として政府から分離していること。政府からの支援を受けることもあるが, 基本的に民間の独立機関であること。③利益配分をしないこと。NPOは利益を得ることもあるが, その利益は組織の所有者, 理事会, 出資者, 会員に配分さ

されることはない。NPOは、公共的目的を持っており、その活動と目的において、本来、営利的なものではない。④自主管理・自己統治。自分たちの活動を管理する能力があり、外部から管理されることのない組織であること。③自発性。組織活動の実行や業務の管理において、ある程度、自発的な参加があること。⑥公共性。公共の利益に奉仕し、寄与すること。

つまり、NPOとは、民間の公益事業を行う非営利の自主管理組織ということである。NPOの具体例としては、私立学校、私立病院、民間社会福祉施設、博物館、美術館、環境保護団体、国際救助組織など、教育、医療、社会サービス、文化・レクリエーション、国際援助活動といった、営利を第一目的としないで公共的な事業を行う民間諸団体を挙げることができる（ただし、私立病院や民間社会福祉施設には、営利組織も存在する。）

25) L・サラモン「福祉国家の衰退と非営利団体の台頭」『中央公論』1994年10月号 406-9頁

①の近代福祉国家の危機とは、国家による社会保障システムが、1970年代以降、経済成長の鈍化により、過大な負担となってしまったことや、民間の投資を阻害したり、市民の政府への依存を助長し、個人の自発性を押さえこんでいることなどを指している。②の開発をめぐる危機とは、多くの開発途上国の経済状況の悪化のことであり、非政府組織による草の根レベルの援助や開発（「自助援助」「参加型開発」）が評価されるようになった。③世界規模の環境悪化は、たとえば、森林の衰退、酸性雨、大気水質汚染、食物汚染などであるが、これについての各国家政府の対応が不十分であり、環境保護の非政府組織が台頭している。④社会主義の危機とは、社会主義経済の後退などにより、社会主義の正統性が疑問視されるようになったことである。社会主義の失敗は政府枠組みの外側での組織の活動を促したことである。

26) 後のハーバーマスの用語を使うと、システム（国家と市場）による、生活世界（市民社会）の植民地化という事態が、この時すでに指摘されていたということになる。しかし、アレイトとコーヘンが論じているように、現代の市民運動や新しい社会運動の成長は、生活世界（市民社会）からのシステム（国家と市場）の民主化・コントロールとして捉えることができる。A・アレイト&J・コーヘン「市民社会と社会理論」M・ジェイ『ハーバーマスとアメリカ・フランクフルト学派』青木書店 1997年 71-5頁